



応募期限 12月25日（木）まで

鳥取県国民保護計画（変更案）についてご意見をお寄せください！

鳥取県では、外国からの武力攻撃や大規模テロ等に際して、県が国民の保護のための措置を迅速・的確に実施するために、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、「国民保護法」という。）に基づき、「鳥取県国民保護計画」を作成しています。

このたび、昨年度に実施した国との国民保護共同訓練の成果の反映や、度重なる弾道ミサイルの発射等による避難対策の強化を加えた鳥取県国民保護計画の変更案を作成しました。

ついては、この変更案に対する県民の皆様のご意見をお寄せください。

主な変更内容

- 1 昨年度実施した国民保護共同訓練（国重点訓練）の成果等の反映
 - 自家用車避難受付所での避難住民確認を実施
 - ・自家用車避難者は、自家用車避難受付所において避難先の確認等を受けることを追記
 - 避難行動要支援者の避難調整に係る手順を整理
 - ・保健医療福祉対策統合本部を中心とし、避難先や搬送手段の確保と調整の具体手順について追記
 - 県国民保護対策本部事務局と県災害対策本部事務局の編成を共通化
- 2 度重なる弾道ミサイルへの避難対策の強化の追記
 - シェルターの指定に係る施設構造等を追記
 - ・武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）として、緊急一時避難施設（鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物や地下施設）等が該当施設として分類されていることを追記
 - 民間施設も含めた緊急一時避難施設の指定
 - ・弾道ミサイルの爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下道等の地下施設の指定について追記
 - ・法律等により定められている避難施設指定の考え方を更に明確にするため、県で独自に作成している「避難施設指定要領」の指定基準等を追記（緊急一時避難施設については一時的な避難の観点から基準を満たさなくとも幅広く指定）
 - 頻発する弾道ミサイルの発射に備えた住民避難訓練の実施
 - ・「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練」を実施し、避難行動への理解を深める旨を追記
- 3 県地域防災計画との整合や各種法令の改正等の反映など
 - 国民保護措置においても総合防災情報システムを活用することを追記
 - 救援の種類について「福祉サービスの提供」及び「応急仮設住宅を含む収容施設の供与」を追記
 - その他、所要の修正を実施

計画（変更案）の閲覧方法

県のウェブページでもご覧になれるほか、県庁危機対策・情報課、県民課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館、各市町村の窓口で修正概要を閲覧できます。郵送をご希望される方は、下記の問合せ先までご連絡ください。

ウェブページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/325579.htm>



応募方法

- ・電子メール、郵送又はファクシミリ等でお寄せいただくか、県の機関（上記県の機関）の意見箱への投函及び市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシ（裏面）もご利用になれます。

結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日取りまとめてウェブページ等で公表します。

《応募先・問合せ先》
鳥取県危機管理部危機対策・情報課
郵 送：〒680-8570（所在地記載不要）
電 話：0857-26-7878
ファクシミリ：0857-26-8137
電子メール：kikitaishaku-jouhou@pref.tottori.lg.jp

「鳥取県国民保護計画（変更案）」に対する意見応募用紙

《応募先》 鳥取県庁 危機対策・情報課

〒680-8570（郵便番号とあて名だけで届きますので所在地を記載する必要はありません）

ファクシミリ：0857-26-8137 電子メール： kikitaisaku-jouhou@pref.tottori.lg.jp

ご意見記載欄

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、次もご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町（以下、不要）
年代	☐ 10歳代	☐ 20歳代	☐ 30歳代 ☐ 40歳代 ☐ 50歳代 ☐ 60歳代 ☐ 70歳代 ☐ 80歳代以上